

# 広島県の私立高等学校 授業料等軽減制度

広島県の私立高等学校には国の制度の他に、授業料等を軽減する制度があります！

国からの  
**就学支援金**

+

広島県からの  
**授業料軽減制度**



世帯年収に応じて、私立高等学校の  
授業料等が **軽減**

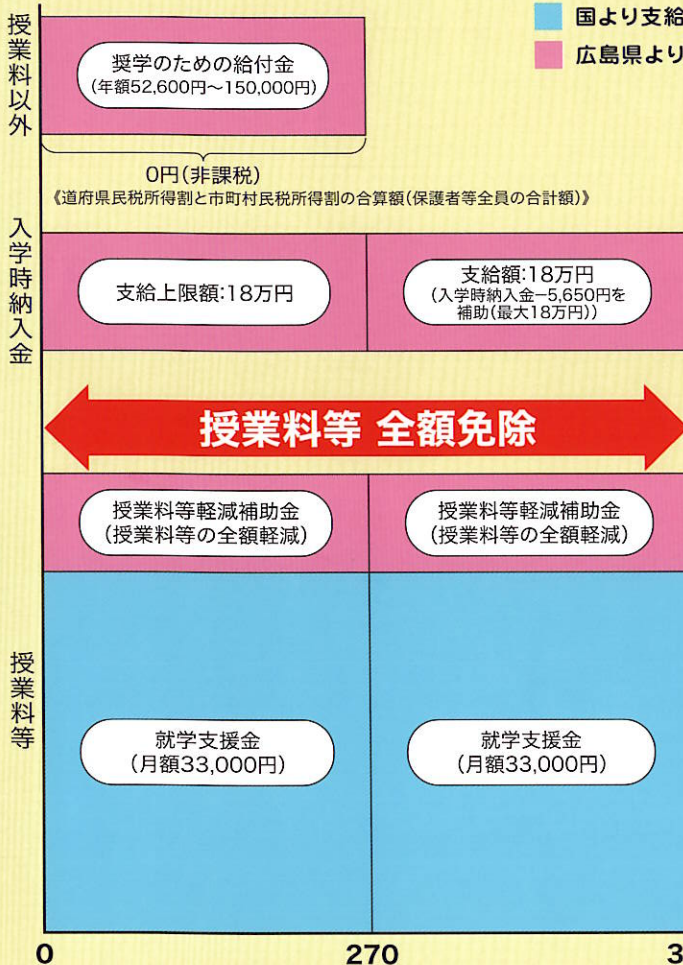


**私立高校がもっと身近になりました！**

令和3年度 就学支援金・授業料等軽減・奨学のための給付金制度による助成額

私立高等学校[全日制課程]の場合

※下記グラフ助成額の  
色分けについて  
■ 国より支給  
■ 広島県より支給



【参考例】授業料等が月額40,000円の私立高校(全日制課程)の場合

支援の対象となる世帯年収の目安	授業料等(月額) 授業料及び実質的に授業料に相当する費用(施設設備費・実習費など)	就学支援金 (国より支給)	授業料等軽減 (広島県より支給)	保護者負担額
～約270万円	月額40,000円	月額33,000円	月額7,000円	0円
約270万円～約350万円	月額40,000円	月額33,000円	月額7,000円	0円
約350万円～約590万円	月額40,000円	月額33,000円	なし	月額7,000円
約590万円～約910万円	月額40,000円	月額9,900円	なし	月額30,100円

※授業料及び実質的に授業料に相当する費用(施設設備費・実習費など)が対象となります。  
※これらの制度は、直接対象者に支給されるものではなく、学校への納付金が差し引かれることとなります。  
※給付金制度のため、返還することはありません。

通信制も  
対象です！

【通信課程】の場合

就学支援金の支給上限額は、世帯年収目安が約590万円までの場合、月額24,750円となります。  
世帯年収目安が約350万円までの場合は、国と県の両方の制度により、全日制と同様の補助(保護者負担なし)が受けられます。  
世帯年収目安が約590～910万円の場合は、全日制と同じ(月額9,900円上限)となります。  
授業料等軽減は、広島県に保護者が住所を有する場合に限り適用対象となります。  
詳しくは私学各校(通信課程)へご確認ください。

◎広島県では、県内に在住で県内の私立高校等へ通う生徒がいる世帯における授業料や入学金、施設費等納付金の経済的負担を軽減するため、国の就学支援金に独自に上乗せして補助を行っています。

◎申請は学校の案内に従い、指定された窓口書類を提出してください。(入学決定後、各校から案内します。)